

広島市立病院機構請負工事中間検査実施要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、広島市立病院機構請負工事検査要領（以下「検査要領」という。）第13条第1項に基づき、中間検査に必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の実施)

第2条 中間検査は次の各号に掲げる場合に実施するものとする。

(1) 特記仕様書に指定する工事

当初設計金額が5,000万円以上かつ当初工期が6か月以上（繰越を予定して発注した工事にあつては、契約図書に示す実質工期が6か月以上）の工事

ただし、次の工事は対象から除く

ア 完成時に出来形、品質等の確認ができる工事（不可視部分がほとんどない工事）

イ 工期のかなりの期間を工場製作が占め、現場での施工期間が短い（3か月未満）工事

(2) 広島市立病院機構建設工事請負契約約款第32条第1項の部分使用をする場合

(3) 完成検査時に出来形又は品質等の確認ができない工事にあつて、工事担当課長及び検査担当課長が必要と認める場合

(中間検査の実施時期等)

第3条 検査は、完成、既済部分（完済を含む。以下同じ。）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。

2 実施回数は、当初契約金額が2億円未満の工事は1回程度、当初契約金額が2億円以上の工事は2回程度行うものとし、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。なお、中間検査と既済部分検査はこれを兼ねることができる。

(中間検査と完成、既済部分検査との関係)

第4条 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査と給付の確認検査との関係)

第5条 中間検査は検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認は行うが給付の対象としない。

(改善)

第6条 契約図書のと定めにより受注者に改善指示をおこなう場合は、次により処理するものとする。

- (1) 検査員は検査の結果、工事の施行が設計書、図面及び仕様書に適合しないと認められるものがあるときは、直ちに、相当の期間を明示して、当該期間内に、不適合部分を改善させるよう監督員に指示するとともに、その旨を検査担当課長に報告するものとする。
- (2) 工事担当課長は、受注者に対し、中間検査不適合通知書（様式－36－1）を交付し、改善の指示を行うものとする。
- (3) 受注者から改善完了届（様式－42）を受領した場合は、この要領の条項に準じ、再検査を実施するものとする。
- (4) 検査員は、再検査を終了し適合と認めた場合は、次条に規定する検査調書を作成するものとする。

(検査調書)

第7条 検査要綱第9条に規定する検査調書については、次により処理するものとする。

- (1) 検査員は、当該検査部分が設計図書に適合したものであることを確認した場合は、中間検査終了後速やかに工事検査調書（様式－36－2）を作成し、検査担当課長に提出するものとする。

(中間検査結果の通知)

第8条 工事担当課長は、当該検査部分の適合が確認された場合は、中間検査結果通知書（様式－36）を受注者に交付するものとする。

(委任)

第9条 様式については、本部事務局施設整備課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。